



グリーンちゃんのサステナブルマーク 利用規約

2023年7月9日

特定非営利活動法人フォーエヴァーグリーン
ピースフォーアース実行委員会事務局

第1条（目的）

この規定は、グリーンちゃんのサステナブルマーク(以下、マークと表記)を使用するに当たって必要な事項を定めるものです。

第2条（マークの使用）

グリーンちゃんのサステナブル認定を受けた商品/サービスには、マークを使用して下さい。なお、その商品の広告・宣伝に際しても、可能な範囲でマークの趣旨などを紹介することによって、サステナブルに関する消費者の理解を深めましょう。

第3条（マークの使用方法）

マークの使用に当たっては、別に定める「マーク使用の手引」を遵守して下さい。

第4条（マーク使用契約の締結）

- 1.マーク使用者は、特定非営利活動法人フォーエヴァーグリーン(以下、当法人と表記)との間で使用契約を締結します。初めてイベント『ピースフォーアース』への参加申し込みまたはマーク単体利用を申請された際に、マーク利用の可否をメールにて通知いたします。
- 2.マーク使用者が2商品目以降の認定を受けたい場合は、都度商品毎に契約手続きを行ってください。

第5条（マークロゴデータ提供）

ピースフォーアース実行委員会事務局(以下、当事務局と表記)は、前条の使用契約の対象となる新たに認定されたマーク商品に対し、pngデータを提供する。

第6条（マーク認定の有効期間）

- 1.マークの有効期間は、途中でのマーク商品認定の取り消しや使用契約の解除がない限り、認定通知日から商品ごとに定められた商品認定基準の有効期限までとなります。
マーク期間は、契約締結日の翌月1日（以下、基準日という）から1年間となり、マークの有効期間内であれば、1年単位で使用料の支払いをしていただくことにより翌年以降も自動継続されます。
- 2.初年度イベント『ピースフォーアース』参加の為、無償獲得。しかし、2年目『ピースフォーアース』に参加せず、それでもマークを利用を継続される場合は利用料が必要です。
・地球温暖化防止に寄付をお願いします。1口1万円 1口以上寄付すること

第7条（マーク使用料）

- 1.マーク使用料は、マーク商品に対する1年間の使用料金を一括してお支払い下さい。マーク使用料の支払いは第5条に定める基準日から1年間を対象とします。以後2年目以降も、マーク使用契約を継続されている限り毎年同じ期間になります。
- 2.マーク使用料のお支払いがない場合には、保有する全マーク商品について、使用契約は解除されたものとみなします。また、マークの使用を中止する場合、既納の使用料は返還しません。

主催：特定非営利活動法人
フォーエヴァーグリーン
運営：ピースフォーアース
実行委員会



ピースフォーアース

第8条（不当な表示などの回避）

マーク商品の広告などに当たっては、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、消費者にサステナビリティ実現上好ましくない誤解を与えるような表示または表現は避けること。

第9条（マーク使用状況などの調査）

当事務局は、事業の適正な実施を図るため、マーク使用者に対し使用状況、製造販売状況、商品の販売実績などについて報告・証明を求め、または必要な調査を行なうことがあります。

第10条（マーク認定の取消しなど）

マーク商品認定・使用申込書等の記載内容に虚偽があった場合、不正に使用された場合などは、認定の取消しその他必要な是正措置をとります。認証マーク商品の認定が取り消されたときは、期間中であっても、取消し日をもって使用契約は解除され、解除日以降にマークを使用することはできません。